

薬剤師法（抜粋）

（薬剤師の任務）

第1条 薬剤師は、調剤、医薬品の供給その他薬事衛生をつかさどることによって、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もって国民の健康な生活を確保するものとする。

薬剤師綱領

（昭和四八年一〇月 日本薬剤師会制定）

一、薬剤師は国から付託された資格に基づき、医薬品の製造・調剤・供給において、その固有の任務を遂行することにより、医療水準の向上に資することを本領とする。

一、薬剤師は広く薬事衛生をつかさどる専門職としてその職能を発揮し、国民の健康増進に寄与する社会的責任を担う。

一、薬剤師はその業務が人の生命健康にかかわることに深く思いを致し、絶えず薬学・医学の成果を吸収して、人類の福祉に貢献するよう努める。

薬学生のみなさんへ

日本薬剤師会 会長 中西 敏夫

平成18年度は、6年制課程第1期生が入学するとともに、医療法の改正で、薬局が医療提供施設として位置付けられ、薬剤師にとり記念すべき年となりました。また、医療分野においては画期的な新薬が数多く開発され、薬物療法は日々進歩し、医薬分業率も全国平均で50%を超えるに至るなど、薬剤師に対する国民の期待は一層高まっています。

さて前述のとおり、本年度から薬学6年制が開始され、6年制課程では薬局、病院において、『実務実習モデル・コアカリキュラム』に基づいた、それぞれ2.5ヶ月ずつの実習が必修科目として実施される予定です。本書は平成17年度以前の4年制課程入学者の方を対象とした実習書で、『実務実習モデル・コアカリキュラム』に準拠した形で編集されております。4年制課程の薬局実務実習の期間は長くて4週間程度とされますが、実習期間中になるべく多くの同カリキュラムに記載された項目を学習されることをお勧めします。薬局薬剤師の仕事は、調剤、一般用医薬品の販売、健康相談、患者さんや顧客への医薬品や健康関連商品に関する情報提供、疾病の予防への貢献、介護保険業務、地域の環境・公衆衛生に関する業務（例えば学校薬剤師）、医薬品の安全性調査・報告など、非常に幅広いものがあります。少しでも多くの項目を実習することが、今後進路を検討したり、薬剤師として実際に業務を行う際に生きてくるものです。

皆さんがこの貴重な実習期間中に多くの事を学ばれ、将来国民の健康維持・増進のために活躍する薬剤師となられることを祈念しております。

平成19年1月

I. 本テキストの利用法

このテキストは、薬学4年制課程において平成20年度までに薬局実務実習をされる方のためのものです。到達目標は薬学6年制の『実務実習モデル・コアカリキュラム』に準拠しています。『実務実習モデル・コアカリキュラム』では、薬局での実務実習は2.5ヶ月で履修するよう構成されていますが、皆さんの薬局実習は2～4週間が主だと思われます。そのため2～4週間の実習期間内では、『実務実習モデル・コアカリキュラム』の目標の中には到達することが難しいものもあります。

しかし、『実務実習モデル・コアカリキュラム』に触れ、一部を体験することで、社会が求める薬局薬剤師像を知ることができ、今後の学習や薬剤師になってからの活動に活かすことができると思います。

なお、実習内容、実習スケジュールは、実習期間や個々の薬局で異なる場合がありますし、さらにいろいろな項目を体験していただくために複数の薬局で実習する場合があります。

1. 実務実習中の注意事項

実務実習において、みなさんの不適切な行為が、患者さんや顧客に迷惑をかけたり被害を及ぼすことも考えられます。国民の薬剤師に対する信頼を失墜するような事態を避けるために、みなさんが一定レベル以上の能力を持つことがとても重要な意味を持ちます。(6年制課程では、長期実習を実施する前に、学生が最低限必要な知識、技能、態度が備わっているかを確認するために、共用試験が実施されます。) マナーを守るとともに、薬剤師の指示にきちんと従うようにしてください。

2. 薬学生が行える実務実習の内容

実務実習でさまざまな体験をしていただきたいのですが、みなさんはまだ薬剤師ではありません。そのために行ってはならない行為というものがあります。ですから指導薬剤師の指示に従い、実習を行ってください。

3. 実習と法規、制度との関連

医療が適正に、かつ円滑、公平に遂行されるために法規等が定められています。薬剤師も当然法規等を順守して業務を遂行しなければなりません。薬局は、病院の薬剤部門に比べて、より多くの法規を順守しなければなりません。病院実習では学べない多くの法規等を薬局実習で学ぶことができます。

主な法規を下記に示しました。これらは実習前に大学でも履修していることとは思いますが、現場を一度知ること、改めて各法規の重要性や位置付けが具体的に認識できることと思います。実習中あるいは実習後に改めて以下の法規について復習することをお勧めします。

- 1) 薬剤師法
- 2) 薬事法
- 3) 医師法
- 4) 医療法
- 5) 健康保険法
- 6) 保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（薬担規則）
- 7) 保険医療機関及び保険医療養担当規則（療担規則）
- 8) 老人保健法（平成20年4月より「高齢者の医療の確保に関する法律」と名称が変わります。）
- 9) 介護保険法
- 10) 学校保健法
- 11) 健康増進法

Ⅱ．実習前の準備・確認

薬局実習に行く前に次の点を確認してください。

1. 実習期日の確認

事前の打ち合わせのため、1ヶ月前までに電話で必ず実習期日を確認し、実習薬局に受入承諾のお礼を伝えましょう。可能なら、都合を聞いた上で挨拶に出向き、用意すべきもの、実習開始時間などについてよく打ち合わせておきましょう。その際、交通手段、所要時間等を調べておくとい良いでしょう。

同一の薬局に2人以上で行く時は、全員でよく相談の上、可能ならば一緒に伺いましょう。また実習前日（開始日が月曜日の場合、前週の金曜日）にも必ず電話連絡をしておきましょう。

2. 保険の確認

大学では実習に関する保険に加入しているはずですが、具体的にどのような保険であるかを事前に確認してください。保険の種類には、①学生教育研究災害傷害保険、②学生総合保険、③学生賠償責任保険、などがありますが、その中で実務実習では③学生賠償責任保険が重要です。特に事故が発生した場合の対処法、連絡先などを大学側の担当者からよく聞いて理解しておいて下さい。

また、実習期間中を体調良く乗り切るために、かつ自身の健康管理のためにも、健康診断を年に一回は受けておきましょう。

3. 実習を受ける薬局に関する確認

薬局名、所在地、電話（FAX）番号、指導薬剤師名、実習薬局までの経路と所要時間、毎日の開始および終了時間などを確認し、必ず実習日誌に記入してください。

4. 指導薬剤師と一緒にスケジュールを作成してみよう

実習内容、実習スケジュールは、実習期間や実習薬局で異なる場合があります。事前に指導薬剤師と相談し、実習スケジュールを作成してみましょう。

あなたが、病院や他の施設での実習経験があれば、そのことも指導薬剤師に伝えましょう。そうすることで、実習内容が重複することを防げます。また、さらに希望すれば同じ内容を違う形で実習することもできるかも知れません。実習前にあなたに合ったスケジュールを決めてみましょう。18ページから説明を載せています。

5. 実習に持参するものの確認

- ①「薬学生のための薬局実務実習書（本書）」
- ②実習日誌
- ③筆記用具

白衣、上履き、名札（実習生と明記する）は、薬局によっては貸し出す場合もありますが、事前に問い合わせを確認してください。持参する場合は、原則として新しい白衣、上履きを用意してください。

その他参考書籍など、実習薬局や大学から指示される場合がありますので確認し、必要に応じて持参してください。

～実習前の準備・確認 チェックリスト～

実習準備として、必要事項を書き込んだり、必要な持ち物の確認用に使用してください。

実習薬局への事前連絡（ 月 日済）	1. 受入承諾のお礼 2. 初日の確認 ・ 集合場所（ ） ・ 集合時間（ ） ・ 持ち物の確認 （・ 昼食場所のあり、なし）
実習薬局への交通手段	所要時間（ ）分
学生賠償責任保険への加入確認	
実習薬局への前日連絡	しない した

実習薬局名	
実習期間	月 日（ ）～ 月 日（ ）
実習開始時間・終了（予定）時間	開始時間： 終了時間：
薬局の始業時間・終業時間	始業時間： 終業時間：
指導薬剤師名	
所在地	〒 -
電 話	（ ）
F A X	（ ）
E - Mail	
備 考	

持ち物

「薬学生のための薬局実務実習書（本書）」	
実習日誌	
筆記用具	
参考書（薬を調べる時に使う）	
小さめのメモ帳、ノート	
昼食	
*白衣	
*上履き	
*名札	

*実習薬局によっては貸し出す場合もあります。事前連絡時に確認してください。

Ⅲ. 薬局実習で守っていただくこと

さあ、薬局での実務実習が始まります。皆さんには、楽しみにしていること、期待していること、不安に思うことなどがあると思います。実習では、さまざまな知識、技能、態度を学びますが、この章で学ぶことは実習を受ける上で最も基本となる事です。十分理解して行動できなければならない事です。また、薬剤師が生涯にわたって守るべき事です。内容が基本的なことばかりなので、「こんなこと」と思うかもしれませんが、「大切なこと」と思う日が必ず来ます。

1. 薬剤師の倫理

倫理という言葉は、「道徳」や「良心」と置きかえると分かりやすいでしょう。法律のように守らないと罰せられるということはありませんが、倫理を欠いた行為・発言は社会の中で信頼されません。特に、医療の現場で働く薬剤師には、高い職能倫理が求められています。病気に苦しみ悩んでいる患者さんにとって、高い倫理観をもち、なおかつ専門知識・技能を習得した薬剤師の存在ほど心強いものはないでしょう。

日本薬剤師会は、国民の信頼に応え、薬剤師の職務を全うするために、薬剤師綱領および薬剤師倫理規定を定めています。これらの綱領、倫理規定を理解し、順守するよう努めてください。

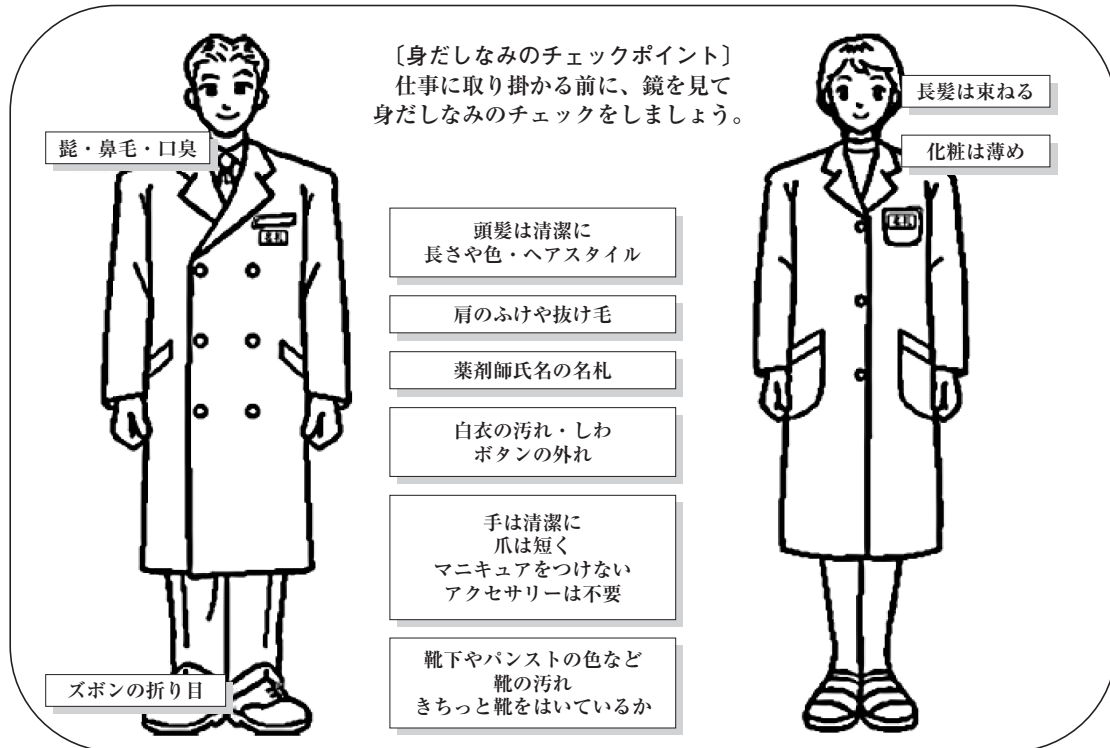
2. 薬局におけるマナー

マナーの良いお店でサービスを受けることは、とても気持ちがいいものです。そして「また、あのお店のサービスを受けたい」と思うものです。

患者さんとの対応において留意すべき事項として、①身だしなみ、②言葉づかい・心構え、③電話対応などがあります。また、患者さんに安心して快適に薬局を利用していただくためには、常に薬局内外が清潔で、整理整頓されていなければなりません。患者さんを迎える入り口は特に重要です。

1) 身だしなみ

身だしなみを整えることは、患者さんに好感を与え安心して薬局を利用していただくための基本と言えます。また、すべての薬剤師が身だしなみをきちんとすることで、薬剤師のイメージアップにもつながるでしょう。



●身だしなみについては、各薬局で基準を作成しましょう。

基準が必要と思われる事項（例）

- ・髪の毛の長さやスタイル、髪の色
- ・靴や靴下の色、服装の取り決め（Gパン）
- ・アクセサリーの装着
- ・化粧、香水など

2) 言葉づかい・心構え

A. 言葉づかいに注意しましょう

言葉づかいは、一朝一夕に習得できるものではありませんが、患者・顧客に不快な思いをさせない配慮は必要です。是非、不快にさせない言葉づかい・丁寧な言葉づかいを身につけてください。

＜薬局対応の8大用語＞

①こんにちは（いらっしゃいませ）	—応用例—
②ありがとうございます	「ありがとうございます。〇〇円頂戴いたします」
③申し訳ございません	「かしこまりました。明日中にお届けいたします」
④お待たせいたしました	「申し訳ございません。ただいま切らせておりますが……」
⑤恐れ入りますが	「〇〇円お預かりいたします。少々お待ちください」
⑥かしこまりました	「お待たせいたしました。〇〇円のおかえしでございます」
⑦少々お待ちください	
⑧どうぞ、お大事に	

B. 気配りを大切にしましょう

患者さんの中には、特に体調のすぐれない方もいらっしゃいます。このような時は、簡潔な対話を心がけましょう。また、プライバシーに対する配慮も大切であり、他の患者さんに病名などが聞こえないように、声の大きさなどにも気を配りましょう。

C. 聞き上手になりましょう

薬剤師が十分な知識を持っていても、患者・顧客が何を求めているかわからなければ的確な情報提供はできません。質問の意図を患者・顧客から上手に聞いてあげましょう。

D. 意見は押し付けないようにしましょう

患者さんは情報を求めている場合が多く、参考として薬剤師の意見を求めてくることもあります。一方的に、意見を押し付けることのないように注意しましょう。

E. 専門用語は使わないようにしましょう

専門用語は患者さんにはわかりにくく、コミュニケーションをはばむことがあります。患者さんに合わせて、わかりやすい用語を使いましょう。

F. 患者・顧客のプライバシーを大切にしましょう

日本薬剤師会に寄せられる患者さんからの苦情には、プライバシーに関するものが非常に増えています。実習薬局ではもちろんのこと、実習先へ移動の途中や自宅に帰ってからも患者さんの情報を話題にしてはいけません。

G. あいさつ・表情

コミュニケーションはあいさつから始まっています。特に、皆さんのような若い方の明るい笑顔に満ちたあいさつは、患者さんに安らぎを与えます。あいさつの基本は、「積極的に」「心をこめて」「はっきりと」「笑顔で」「姿勢よく」の5つです。特に“心”は大切です。心を込めたあいさつに努めましょう。

3) 電話対応

実習中に、電話対応を行うこともあるかもしれません。患者さんからの問い合わせなどを薬剤師に取り次ぐこともあります。基本的な電話の受け方を身につけ、相手に不快感や不信感を与えないようにしましょう。

<電話の受け方>

電話の受け方の流れ	ポイント
①呼出音が3回以内に出る	3回以上鳴らせたなら「お待たせしました」から電話に出る
②あいさつと薬局名と名前を名乗る	はい、〇〇薬局の××でございます。〈おはようございますなどのあいさつも適宜行う。〉
③相手を確認	△△の□□さまでいらっしゃいますね。
④簡単なあいさつ	いつもお世話になっています。
⑤用件を確認する	用件をメモする
⑥メモを読み直し用件を復唱する	聞き間違いのないように発音の似た言葉は注意する
⑦指名者へ電話を取り次ぐ	●●でございますね。少々お待ちください。
⑧指名者が不在の場合には先方の意向を確認する	外出時や不在時の対応を予め決めて対応する。伝言を依頼された場合には、用件を復唱し、最後に自分の名前を名乗る。 「××が承りました」 伝言メモには着信時刻と応対者と先方の意向を記載
⑨あいさつをして受話器を静かに置く	相手が切ったことを確認してから切る

1)～3) は「薬局・薬剤師のための接遇マニュアル」（日本薬剤師会作成）を一部改変のうえ抜粋

3. 法の順守

実習にあたって、法規・規則に違反する行為は絶対に行ってはいけません。実習前から関連法規・規則を確認し、理解しておいてください。薬局では、医薬品を扱うため多くの法規・規則があり、「知らなかった」では済まされません。

特に薬剤師には患者情報の守秘義務が課せられています。個人情報保護法も施行され、実習生も含め薬局の職員は患者情報を外部に持ち出すことは出来ません。患者情報とは、患者さん（および患者さんの家族）が話した個人情報、処方せんや薬歴などから得られる情報を意味します。

4. 薬局で実務実習を行うための心がけ

各実習薬局ではそれぞれ業務・調剤に関する取り決めがあり、それに従ってください。それぞれよく理解したうえで、チームの一員として実習にあたってください。ここに、基本的な心がけを例示しておきます。

- ①常に清潔であることを心がける。
- ②髪は常に清潔にして、長い髪は束ねる。また、業務中は毛髪にさわらない。
- ③派手な化粧は控える。
- ④特に実習開始時と終了時には手洗いをする。
- ⑤不明な点について指導薬剤師または職員に確認すること。
- ⑥患者さんに不安を与えるような行動、言動はしない。

Ⅳ. 薬局実習で学ぶこと

『実務実習モデル・コアカリキュラム』 薬局実習部分の一般目標説明

薬 局 実 習

一般目標：

薬局の社会的役割と責任を理解し、地域医療に参画できるようになるために、保険調剤、医薬品などの供給・管理、情報提供、健康相談、医療機関や地域との関わりについての基本的な知識、技能、態度を修得する。

薬局実習は、(1)「薬局アイテムと管理」から(6)「薬局業務を総合的に学ぶ」の6つの項目を学びます。ひとつの項目にそれぞれひとつの一般目標と複数の到達目標があります。すべての到達目標を達成し、6つの項目全ての一般目標に到達したとき薬局実習の一般目標に到達することになります。

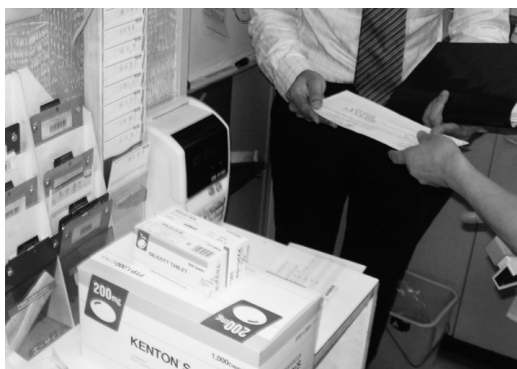
(1) 薬局アイテムと管理

一般目標：

薬局で取り扱うアイテム（品目）の医療、保健・衛生における役割を理解し、それらの管理と保存に関する基本的知識と技能を修得する。



*介護用品など



*検品も体験しよう！

ここでは薬局で取り扱っているアイテム（医薬品、商品等）とその管理について学びます。薬局で取り扱うのは、医療用医薬品だけではなく。一般用医薬品、医療機器、医薬部外品、化粧品、介護用品、生活用品等様々な商品を扱っています。

まずは、薬局で扱うアイテムとその流通について学びましょう。流通という点では、病院と違い、薬局では備蓄センターや近隣の薬局などからの分割販売（分譲）を利用することもあります。

薬局製剤・漢方製剤について学ぶことも薬局実習の特徴です。さらには、特別な配慮を要する医薬品、規制医薬品などの管理等についても学びましょう。

薬局の中にある様々なアイテムが、どんな目的で使われているか目で見て確認し、正しい使い方や保存時の注意などに関する基本的な知識と技能を学びましょう。

(2) 情報のアクセスと活用

一般目標：

医薬品の適正使用に必要な情報を提供できるようになるために、薬局における医薬品情報管理業務に関する基本的知識、技能、態度を修得する。



ここでは、医薬品を適切に使ってもらうための情報を提供できるように、医薬品情報の入手方法や情報の読み方、そしてその情報の提供の仕方について学びます。

まずは情報を扱うということで、倫理・守秘義務を含めた薬剤師の心構えについて学びます。平成17年4月からは個人情報保護法も施行されています。

情報の入手という点では、MRの訪問回数も一般的に少ないので、新薬等の情報も自ら積極的に入手する努力が必要です。しかしながら薬局は、地域住民の生活と近い所にあり、地域との関わりの中からも情報が得られます。そのような情報の重要性についてもぜひ学んでください。

そして、入手した情報を薬局ではどのように評価し、加工し、情報提供しているか学びましょう。提供する相手によって表現方法や伝え方に工夫がいることも学びましょう。

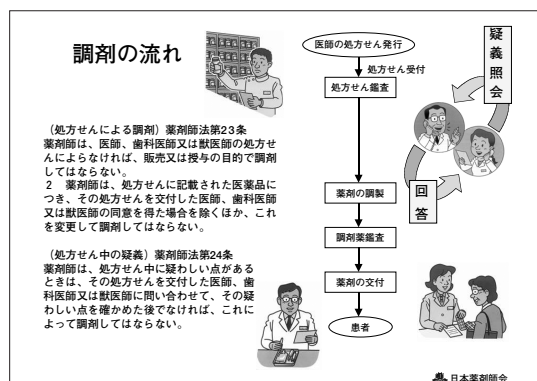
医薬品情報はただ形式的に患者に提供されればよい、というものではなく、それが正しく伝わり有効に活用されてこそ意味があります。薬局でこういった情報を、どの

ように活用しているか実地に学んでみましょう。

(3) 薬局調剤を実践する

一般目標：

薬局調剤を適切に行うために、調剤、医薬品の適正な使用、リスクマネジメントに関連する基本的知識、技能、態度を修得する。



薬局での調剤業務の特徴としては、大病院から診療所まで幅広い医療機関からの処方せんを受け付けていることがあります。また、薬局で行っている調剤は保険調剤であり、保険診療に基づいて発行された保険処方せんによる調剤です。背景となる健康保険法、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則等を踏まえての調剤となります。

ここでは、薬局における調剤業務について学びます。薬局での調剤の仕方、適切な服薬指導のあり方、調剤事故防止対策への取り組みなどについても学びましょう。

(4) 薬局カウンターで学ぶ

一般目標：

地域社会での健康管理における薬局と薬剤師の役割を理解するために、薬局カウンターでの患者、顧客の接遇に関する基本的知識、技能、態度を修得する。



ここでは、薬局カウンターに立ち、患者・顧客との応対を通して相談受付・一般用医薬品の販売等について学びます。薬局には特定の疾病の薬の相談をはじめ、健康維持や疾病予防など健康情報の発信など地域における役割があるため、介護に関する相談、環境衛生に関する相談など、あらゆる相談が持ち込まれます。薬局カウンターを通じてそんな役割があることを知り、そのために必要な接遇についても学びましょう。

(5) 地域で活躍する薬剤師

一般目標：

地域に密着した薬剤師として活躍できるようになるために、在宅医療、地域医療、地域福祉、災害時医療、地域保健などに関する基本的知識、技能、態度を修得する。

薬局薬剤師は地域に密着した薬剤師活動をしています。第五次医療法の改正で薬局は医療提供施設として位置付けられました。

高齢化も進み、介護保険の導入等により、在宅で療養される方が増えてきています。そのような患者さんに、薬剤師として何ができるのか、在宅医療における薬剤師の役割について学びます。



＊学校薬剤師活動

地域医療という点では、休日・夜間における薬剤師の役割、災害時の薬局薬剤師の役割について学びます。そして地域保健活動としての学校薬剤師活動や「薬と健康の週間」等を通じた医薬品適正使用の啓発活動等について学びます。

薬局薬剤師の仕事は薬局の中だけではありません。介護施設でも、災害時にも薬が使われます。薬あるところに薬剤師は必要なのです。薬剤師としてどんなことができるか考えてみましょう。

実習期間中に全てを見学することは難しいかもしれませんが、薬局以外のそうした現場をなるべく多く見学してみましょう。

(6) 薬局業務を総合的に学ぶ

一般目標：

調剤、服薬指導、患者・顧客接遇などの薬局薬剤師の職務を総合的に実習する。

最後に学ぶ項目が「薬局業務を総合的に学ぶ」です。短い実習期間でしたが、地域の薬局の業務が多岐に渡ることが理解できたと思います。ここでは、今まで習ってきたことを総合的に実習します。薬局では、ひとりで複数の仕事をしなければなりません。

許される範囲の中で、その場の状況に合わせた実践をしてみましょう。

(1) から (5) の項目で学んだことをもう一度整理して、社会の中での薬局及び薬剤師の役割を包括的に理解し、自分なりの薬剤師像、医療人として活動するビジョンを描いてみましょう。

V. 到達目標（自己評価表付き）

『実務実習モデル・コアカリキュラム』より抜粋

～あなたがどの程度到達できたか到達目標ごとに自己評価してみましょう～

（Ⅲ）薬局実習方略

（1）薬局アイテムと管理

※到達度チェックの記入方法は18、19ページをご参照ください。

実習内容	LS	到達目標	到達度チェック															
薬局を知ろう	P101	◎薬局で取り扱うアイテムが医療の中で果たす役割について説明できる。	<table><tr><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> よくできた 1回目 2回目 3回目	1	2	3	4	5										
		1	2	3	4	5												
	◎薬局で取り扱うアイテムの保健・衛生、生活の質の向上に果たす役割を説明できる。	<table><tr><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 1回目 2回目 3回目	1	2	3	4	5											
	1	2	3	4	5													
	◎薬局アイテムの流通機構に係わる人達の仕事を見学し、薬剤師業務と関連づけて説明できる。	<table><tr><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 1回目 2回目 3回目	1	2	3	4	5											
	1	2	3	4	5													
P102	◎代表的な薬局製剤・漢方製剤について概説できる。	<table><tr><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 1回目 2回目 3回目	1	2	3	4	5											
1	2	3	4	5														
P103	◎代表的な薬局製剤・漢方製剤を調製できる。	<table><tr><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 1回目 2回目 3回目	1	2	3	4	5											
1	2	3	4	5														
P104	◎医薬品の適正在庫とその意義を説明できる。	<table><tr><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 1回目 2回目 3回目	1	2	3	4	5											
	1	2	3	4	5													
◎納入医薬品の検収を体験し、そのチェック項目（使用期限、ロットなど）を列挙できる。	<table><tr><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 1回目 2回目 3回目	1	2	3	4	5												
1	2	3	4	5														
◎薬局におけるアイテムの管理、配列の概要を把握し、実務を体験する。（知識・技能）	<table><tr><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 1回目 2回目 3回目	1	2	3	4	5												
1	2	3	4	5														
P105	◎麻薬、向精神薬などの規制医薬品の取扱いについて説明できる。	<table><tr><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 1回目 2回目 3回目	1	2	3	4	5											
	1	2	3	4	5													
◎毒物、劇物の取扱いについて説明できる。	<table><tr><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 1回目 2回目 3回目	1	2	3	4	5												
1	2	3	4	5														
◎法的な管理が義務付けられている医薬品（麻薬、向精神薬、劇薬、毒薬、特定生物由来製剤など）を挙げ、その保管方法を見学し、その意義について考察する。（態度）	<table><tr><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 1回目 2回目 3回目	1	2	3	4	5												
1	2	3	4	5														

（2）情報のアクセスと活用

実習内容	LS	到達目標	到達度チェック															
確認しよう マナーを 心構え・	P201	◎医療の担い手が守るべき倫理規範を遵守する。(態度)	<table><tr><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> よくできた 1回目 2回目 3回目	1	2	3	4	5										
		1	2	3	4	5												
	◎職務上知り得た情報について守秘義務を守る。(態度)	<table><tr><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 1回目 2回目 3回目	1	2	3	4	5											
1	2	3	4	5														
調べてみよう	P202	◎医薬品の基本的な情報源（厚生労働省、日本製薬工業協会、製薬企業、日本薬剤師会、卸など）の種類と特徴を正しく理解し、適切に選択できる。(知識・技能)	<table><tr><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 1回目 2回目 3回目	1	2	3	4	5										
		1	2	3	4	5												
	◎基本的な医薬品情報（警告、禁忌、効能、副作用、相互作用など）を収集できる。(技能)	<table><tr><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 1回目 2回目 3回目	1	2	3	4	5											
	1	2	3	4	5													
P203	◎処方内容から得られる患者情報を的確に把握できる。(技能)	<table><tr><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 1回目 2回目 3回目	1	2	3	4	5											
1	2	3	4	5														
P204	◎薬歴簿から得られる患者情報を的確に把握できる。(技能)	<table><tr><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 1回目 2回目 3回目	1	2	3	4	5											
1	2	3	4	5														
P205	◎緊急安全性情報、不良品回収、製造中止などの緊急情報の取扱い方法を説明できる。	<table><tr><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 1回目 2回目 3回目	1	2	3	4	5											
1	2	3	4	5														
P206	◎問い合わせに対し、根拠に基づいた論理的な報告書を作成できる。(知識・技能)	<table><tr><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 1回目 2回目 3回目	1	2	3	4	5											
1	2	3	4	5														
P207	◎医薬品・医療用具等安全性情報報告用紙に必要事項を記載できる。(知識・技能)	<table><tr><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 1回目 2回目 3回目	1	2	3	4	5											
1	2	3	4	5														
伝えよう コミュニケーション・	P208	◎入手した情報を評価し、患者に対してわかりやすい言葉、表現で適切に説明できる。(技能・態度)	<table><tr><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 1回目 2回目 3回目	1	2	3	4	5										
	1	2	3	4	5													
P209	◎入手した患者情報を、必要に応じ、適正な手続きを経て他の医療従事者に提供できる。(技能・態度)	<table><tr><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 1回目 2回目 3回目	1	2	3	4	5											
1	2	3	4	5														
P210	◎患者および医薬品に関連する情報の授受と共有の重要性を感じとる。(態度)	<table><tr><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 1回目 2回目 3回目	1	2	3	4	5											
1	2	3	4	5														

(3) 薬局調剤を実践する

実習内容	LS	到達目標	到達度チェック
知ろう 保険調剤について	P301	◎保険調剤業務の全体の流れを理解し、処方せんの受付から調剤報酬の請求までの概要を説明できる。	よくできた 1 2 3 4 5 1 2 3 4 5 1 2 3 4 5
		◎保険薬局として認定される条件を、薬局の設備と関連づけて具体的に説明できる。	1 2 3 4 5 1 2 3 4 5 1 2 3 4 5
受付をしてみよう	P302	◎処方せん（麻薬を含む）の形式および記載事項について説明できる。	1 2 3 4 5 1 2 3 4 5 1 2 3 4 5
		◎処方せん受付時の対応および注意事項（患者名の確認、患者の様子、処方せんの使用期限、記載不備、偽造処方せんへの注意など）について説明できる。	1 2 3 4 5 1 2 3 4 5 1 2 3 4 5
		◎初来局患者への対応と初回質問表の利用について説明できる。	1 2 3 4 5 1 2 3 4 5 1 2 3 4 5
	P303	◎初来局および再来局患者から収集すべき情報の内容について説明できる。	1 2 3 4 5 1 2 3 4 5 1 2 3 4 5
	P304	◎処方せん受付時の対応ができる。（技能・態度）	1 2 3 4 5 1 2 3 4 5 1 2 3 4 5
		◎生命に関わる職種であることを自覚し、ふさわしい態度で行動する。（態度）	1 2 3 4 5 1 2 3 4 5 1 2 3 4 5
		◎患者が自らすすんで話ができるように工夫する。（技能・態度）	1 2 3 4 5 1 2 3 4 5 1 2 3 4 5
		◎患者との会話などを通じて、服薬上の問題点（服薬状況、副作用の発現など）を把握できる。（技能）	1 2 3 4 5 1 2 3 4 5 1 2 3 4 5
処方せんを見てみよう	P305	◎処方せんが正しく記載されていることを確認できる。（技能）	1 2 3 4 5 1 2 3 4 5 1 2 3 4 5
		◎処方せんに記載された処方薬の妥当性を、医薬品名、分量、用法、用量、薬物相互作用などの知識に基づいて判断できる。（知識・技能）	1 2 3 4 5 1 2 3 4 5 1 2 3 4 5
	P306	◎薬歴簿を参照して処方内容の妥当性を判断できる。（知識・技能）	1 2 3 4 5 1 2 3 4 5 1 2 3 4 5
	P307	◎疑義照会の行い方を身につける。（知識・態度）	1 2 3 4 5 1 2 3 4 5 1 2 3 4 5
	P308	◎疑義照会事例を通して、医療機関との連携、患者への対応をシミュレートする。（技能・態度）	1 2 3 4 5 1 2 3 4 5 1 2 3 4 5
	P309	◎薬袋、薬札に記載すべき事項を列挙できる。	1 2 3 4 5 1 2 3 4 5 1 2 3 4 5
	P310	◎処方せんの記載に従って正しく医薬品の取りそろえができる。（技能）	1 2 3 4 5 1 2 3 4 5 1 2 3 4 5
		◎錠剤、カプセル剤などの計数調剤ができる。（技能）	1 2 3 4 5 1 2 3 4 5 1 2 3 4 5
		◎代表的な医薬品の剤形を列挙できる。	1 2 3 4 5 1 2 3 4 5 1 2 3 4 5
		◎医薬品の識別に色、形などの外観が重要であることを、具体例を挙げて説明できる。	1 2 3 4 5 1 2 3 4 5 1 2 3 4 5
		◎代表的な医薬品の商品名と一般名を対比できる。	1 2 3 4 5 1 2 3 4 5 1 2 3 4 5
		◎同一商品名の医薬品に異なった規格があるものについて具体例を列挙できる。	1 2 3 4 5 1 2 3 4 5 1 2 3 4 5
		◎異なる商品名で、同一有効成分を含む代表的な医薬品を列挙できる。	1 2 3 4 5 1 2 3 4 5 1 2 3 4 5
		◎代表的な同種・同効薬を列挙できる。	1 2 3 4 5 1 2 3 4 5 1 2 3 4 5
		◎代表的な医薬品を色・形、識別コードから識別できる。（技能）	1 2 3 4 5 1 2 3 4 5 1 2 3 4 5
			1 2 3 4 5 1 2 3 4 5 1 2 3 4 5
患者に合わせた調剤を見せてみよう	P311	◎一回量（一包化）調剤を必要とするケースについて説明できる。	1 2 3 4 5 1 2 3 4 5 1 2 3 4 5
		◎一回量（一包化）調剤を実施できる。（技能）	1 2 3 4 5 1 2 3 4 5 1 2 3 4 5
	P312	◎錠剤の粉碎、およびカプセル剤の開封の可否を判断し、実施できる。（知識・技能）	1 2 3 4 5 1 2 3 4 5 1 2 3 4 5

調剤機器 を使いこなそう	P313	◎散剤、液剤などの計量調剤ができる。(技能)	よくできた 1 2 3 4 5 1回目 2回目 3回目
		◎調剤機器（秤量器、分包機など）の基本的取扱いができる。(技能)	1 2 3 4 5 1回目 2回目 3回目
特に注意 する薬剤 を学ぼう	P314	◎毒薬・劇薬、麻薬、向精神薬などの調剤と取扱いができる。(技能)	1 2 3 4 5 1回目 2回目 3回目
		◎特別な注意を要する医薬品（抗悪性腫瘍薬など）の取扱いを体験する。(技能)	1 2 3 4 5 1回目 2回目 3回目
鑑査を してみよう	P315	◎調剤された医薬品に対して、鑑査の実務を体験する。(技能)	1 2 3 4 5 1回目 2回目 3回目
薬歴を見てみよう	P316	◎適切な服薬指導を行うために、患者から集める情報と伝える情報を予め把握できる。(知識・技能)	1 2 3 4 5 1回目 2回目 3回目
	P317	◎薬歴管理の意義と重要性を説明できる。	1 2 3 4 5 1回目 2回目 3回目
		◎薬歴簿の記載事項を列挙し、記入できる。(知識・技能)	1 2 3 4 5 1回目 2回目 3回目
		◎薬歴簿の保管、管理の方法、期間などについて説明できる。	1 2 3 4 5 1回目 2回目 3回目
	P318	◎妊婦、小児、高齢者などへの服薬指導において、配慮すべき事項を列挙できる。	1 2 3 4 5 1回目 2回目 3回目
	P319	◎患者に使用上の説明が必要な眼軟膏、坐剤、吸入剤などの取扱い方を説明できる。(技能)	1 2 3 4 5 1回目 2回目 3回目
お薬手帳や情報提供 文書を知ろう	P320	◎自己注射が承認されている代表的な医薬品を調剤し、その取扱い方を説明できる。	1 2 3 4 5 1回目 2回目 3回目
		◎指示通りに医薬品を使用するように適切な指導ができる。(技能)	1 2 3 4 5 1回目 2回目 3回目
		◎薬歴簿を活用した服薬指導ができる。(技能)	1 2 3 4 5 1回目 2回目 3回目
		◎患者向けの説明文書を使用した服薬指導ができる。(技能)	1 2 3 4 5 1回目 2回目 3回目
服薬指導を見てみよう・ 薬歴を書いてみよう	P321	◎お薬手帳、健康手帳を使用した服薬指導ができる。(技能)	1 2 3 4 5 1回目 2回目 3回目
		◎患者に共感的態度で接する。(態度)	1 2 3 4 5 1回目 2回目 3回目
		◎患者との会話を通じて病態、服薬状況（コンプライアンス）、服薬上の問題点などを把握できる。(技能)	1 2 3 4 5 1回目 2回目 3回目
		◎患者が必要とする情報を的確に把握し、適切に回答できる。(技能・態度)	1 2 3 4 5 1回目 2回目 3回目
		◎患者との会話を通じて使用薬の効き目、副作用に関する情報を収集し、必要に応じて対処法を提案する。(技能・態度)	1 2 3 4 5 1回目 2回目 3回目
調剤報酬について学ぼう	P322	◎入手した情報を評価し、患者に対してわかりやすい言葉、表現で適切に説明できる。(技能・態度)	1 2 3 4 5 1回目 2回目 3回目
		◎調剤録の法的規制について説明できる。	1 2 3 4 5 1回目 2回目 3回目
		◎調剤録への記入事項について説明できる。	1 2 3 4 5 1回目 2回目 3回目
	P323	◎調剤録の保管、管理の方法、期間などについて説明できる。	1 2 3 4 5 1回目 2回目 3回目
		◎調剤後の処方せんへの記入事項について説明できる。	1 2 3 4 5 1回目 2回目 3回目
	P324	◎処方せんの保管、管理の方法、期間などについて説明できる。	1 2 3 4 5 1回目 2回目 3回目
	P325	◎調剤報酬を算定し、調剤報酬明細書（レセプト）を作成できる。(技能)	1 2 3 4 5 1回目 2回目 3回目
	P326	◎調剤報酬の技術評価の対象について説明できる。	1 2 3 4 5 1回目 2回目 3回目
	P327		1 2 3 4 5 1回目 2回目 3回目

くすりのリスクを知ろう	P328	◎代表的な医療事故訴訟あるいは調剤過誤事例について調査し、その原因について指導薬剤師と話し合う。(知識・態度)	1 2 3 4 5 よくできた 1回目 2回目 3回目
	P329	◎名称あるいは外観が類似した代表的な医薬品を列挙できる。	1 2 3 4 5 1回目 2回目 3回目
	P330	◎特にリスクの高い代表的な医薬品（抗悪性腫瘍薬、抗糖尿病薬など）を列挙できる。	1 2 3 4 5 1回目 2回目 3回目
	P331	◎調剤過誤を防止するために、実際に工夫されている事項を列挙できる。	1 2 3 4 5 1回目 2回目 3回目
	P332	◎調剤中に過誤が起こりやすいポイントについて討議する。(態度)	1 2 3 4 5 1回目 2回目 3回目
		◎過誤が生じたときの対応策を討議する。(態度)	1 2 3 4 5 1回目 2回目 3回目
	P333	◎インシデント、アクシデント報告の記載方法を説明できる。	1 2 3 4 5 1回目 2回目 3回目

(4) 薬局カウンターで学ぶ

実習内容	LS	到達目標	到達度チェック
セルフメディケーションを学ぼう 患者・顧客を迎えよう・ 一般用医薬品等を学ぼう・ 疾病の予防を学ぼう・	P401	◎かかりつけ薬局・薬剤師の役割について指導薬剤師と話し合う。(態度)	1 2 3 4 5 よくできた 1回目 2回目 3回目
		◎患者、顧客に対して適切な態度で接する。(態度)	1 2 3 4 5 1回目 2回目 3回目
	P402	◎疾病の予防および健康管理についてアドバイスできる。(技能・態度)	1 2 3 4 5 1回目 2回目 3回目
	P403	◎医師への受診勧告を適切に行うことができる。(技能・態度)	1 2 3 4 5 1回目 2回目 3回目
	P404	◎セルフメディケーションのための一般用医薬品、医療機器、健康食品などを適切に選択・供給できる。(技能)	1 2 3 4 5 1回目 2回目 3回目
	P405	◎顧客からモニタリングによって得た副作用および相互作用情報への対応策について説明できる。	1 2 3 4 5 1回目 2回目 3回目
顧客に対応してみよう	顧客対応実習：		
	P406	◎顧客が自らすすんで話ができるように工夫する。(技能・態度)	1 2 3 4 5 1回目 2回目 3回目
		◎顧客が必要とする情報を的確に把握する。(技能・態度)	1 2 3 4 5 1回目 2回目 3回目
		◎顧客との会話を通じて使用薬の効き目、副作用に関する情報を収集できる。(技能・態度)	1 2 3 4 5 1回目 2回目 3回目
		◎入手した情報を評価し、顧客に対してわかりやすい言葉、表現で適切に説明できる。(技能・態度)	1 2 3 4 5 1回目 2回目 3回目
	健康管理実習：		
	P407	◎疾病の予防および健康管理についてアドバイスできる。(技能・態度)	1 2 3 4 5 1回目 2回目 3回目
		◎セルフメディケーションのための一般用医薬品・医療機器などを適切に選択・供給できる。(技能)	1 2 3 4 5 1回目 2回目 3回目
		◎医師への受診勧告を適切に行うことができる。(技能・態度)	1 2 3 4 5 1回目 2回目 3回目
		◎患者・顧客からモニタリングによって得た副作用および相互作用情報への対応策について説明できる。	1 2 3 4 5 1回目 2回目 3回目

(5) 地域で活躍する薬剤師

実習内容	LS	到達目標	到達度チェック
薬局の外で学ぼう	P501	◎訪問薬剤管理指導業務について説明できる。	よくできた 1 2 3 4 5 1回目 2回目 3回目
		◎在宅医療における医療廃棄物の取り扱いについて説明できる。	1 2 3 4 5 1回目 2回目 3回目
	P502	◎薬剤師が在宅医療に関わることの意義を指導薬剤師と話し合う。(態度)	1 2 3 4 5 1回目 2回目 3回目
	P503	◎病院薬剤師と薬局薬剤師の連携の重要性を説明できる。	1 2 3 4 5 1回目 2回目 3回目
	P504	◎当該地域における休日、夜間診療と薬剤師の役割を説明できる。	1 2 3 4 5 1回目 2回目 3回目
	P505	◎当該地域での居宅介護、介護支援専門員などの医療福祉活動の状況を把握できる。(知識・技能)	1 2 3 4 5 1回目 2回目 3回目
	P506	◎緊急災害時における、当該薬局および薬剤師の役割について説明できる。	1 2 3 4 5 1回目 2回目 3回目
	P507	◎緊急災害時における、当該薬局および薬剤師の役割について説明できる。	1 2 3 4 5 1回目 2回目 3回目
	P508	◎学校薬剤師の職務を見聞し、その役割を説明できる。	1 2 3 4 5 1回目 2回目 3回目
	P509	◎地域住民に対する医薬品の適正使用の啓発活動における薬剤師の役割を説明できる。	1 2 3 4 5 1回目 2回目 3回目
	P510	◎麻薬・覚せい剤等薬物乱用防止運動における薬剤師の役割について説明できる。	1 2 3 4 5 1回目 2回目 3回目
	P511	◎日用品に係る薬剤師の役割について説明できる。	1 2 3 4 5 1回目 2回目 3回目
		◎日用品に含まれる化学物質の危険性を列挙し、わかりやすく説明できる。	1 2 3 4 5 1回目 2回目 3回目
	P512	◎誤飲、誤食による中毒および食中毒に対して適切なアドバイスできる。(知識・技能)	1 2 3 4 5 1回目 2回目 3回目
	P513	◎生活環境における消毒の概念について説明できる。	1 2 3 4 5 1回目 2回目 3回目
	P514	◎話題性のある薬物および健康問題について、科学的にわかりやすく説明できる。	1 2 3 4 5 1回目 2回目 3回目
	P515	◎日用品に含まれる化学物質の危険性を列挙し、わかりやすく説明できる。	1 2 3 4 5 1回目 2回目 3回目
		◎誤飲、誤食による中毒および食中毒に対して適切なアドバイスができる。(知識・技能)	1 2 3 4 5 1回目 2回目 3回目
		◎生活環境における消毒の概念について説明できる。	1 2 3 4 5 1回目 2回目 3回目
		◎話題性のある薬物および健康問題について、科学的にわかりやすく説明できる。	1 2 3 4 5 1回目 2回目 3回目

(6) 薬局業務を総合的に学ぶ

実習内容	LS	到達目標	到達度チェック
総合実習	P601	◎薬局業務を総合的に実践する。	よくできた 1 2 3 4 5 1回目 2回目 3回目
	P602	◎患者の健康の回復と維持に薬剤師が積極的に貢献することの重要性を感じとる。(態度) ◎薬が病気の治癒、進行防止を通して、病気の予後とQOLの改善に貢献していることを感じとる。(態度)	1 2 3 4 5 1回目 2回目 3回目

Ⅵ. 指導薬剤師と一緒に実習スケジュールを作成してみよう

皆さんの実習の目安になるように、4週間実習のうちの2週間のスケジュール案を提示しました（20ページ）。『実務実習モデル・コアカリキュラム』の薬局実習部分は2.5ヶ月の実習期間を想定して組まれているため、到達目標（13ページから17ページに記載）のすべてを網羅するのは難しいと思われます。提示したスケジュール案は、（3）「薬局調剤を実践する」（4）「薬局カウンターで学ぶ」の2つの項目が中心になっていますが、（5）「地域で活躍する薬剤師」にある到達目標などについても実習を行うよう、指導薬剤師と話し合ってください。

また薬局により事情が違うので、実習する薬局ごとに実習内容が異なる場合もあります。それぞれの地域、薬局で、薬剤師がどのように社会的使命を果たし、社会から期待されているか体験してください。まずは指導薬剤師とよく話し合い、あなたの実習スケジュールを立案し、21・22ページに記入してみましょう。

「実習スケジュール案」の見方と 到達目標（自己評価表付き）の記入方法

20ページの「実習スケジュール案」を見てください。そこには実習を行う内容が書かれています。具体的な実習の内容は、13ページから17ページに記載した表の「実習内容」と「到達目標」という項目を確認してください。

例えば、1週間目の初日の午後には、「薬局を知ろう」があります。具体的な実習の内容は、13ページの実習内容「薬局を知ろう」の欄の右側の到達目標に書かれた内容ということになります。

それぞれの実習が終わったら、どの程度目標に到達できているか自己評価をしてみましょう。到達目標の右側のマス目を到達度に応じて塗りつぶしてください。5段階に分かれていますから、その日に到達できていなくても実習中に到達ができれば更に塗りつぶし、実習に役立ててください。

このように、20ページの「実習スケジュール案」または21・22ページで作成した実習スケジュールと13ページ以降の表の中の「実習内容」そして「到達目標」を照らし合わせ、どのような流れで実習が進むかを把握しておくといでしょう。

※次ページに具体的な見方、記入方法を記載しています。

「実習スケジュール案」の見方と 到達目標（自己評価表付き）の記入方法

実習スケジュール案

20ページ掲載

《1週目》

	月	火	水	木	金
午前	○オリエンテーション ●心構え・マナーを確認しよう	●受付をしてみよう ●処方せんを見てみよう	○受付から薬剤調製までやってみよう (前日の復習)	●薬歴を見てみよう	●服薬指導を見てみよう ●薬歴を書いてみよう
午後	●薬局を知ろう ●保険調剤について知ろう	●患者に合わせた調剤を見てみよう ●調剤機器を使いこなそう ●特に注意する薬剤を学ぼう	●鑑査をしてみよう ●くすりのリスクを知ろう	●お薬手帳や情報提供文書を知ろう	○1週目のまとめ ○2週目のスケジュール確認 (2週目の希望など検討)

V. 到達目標（自己評価表付き）『実務実習モデル・コアカリキュラム』より抜粋

～あなたがどの程度到達できたか到達目標ごとに自己評価してみましょう～

(Ⅲ) 薬局実習方略

(1) 薬局アイテムと管理

13～17ページ掲載

実習内容	LS	到達目標	到達度チェック
薬局を知ろう	P101	◎薬局で取り扱うアイテムが医療の中で果たす役割について説明できる。	12345 12345 12345
		◎薬局で取り扱うアイテムの保健・衛生、生活の質の向上に果たす役割を説明できる。	12345 12345 12345
		◎薬局アイテムの流通機構に係わる人達の仕事を見学し、薬剤師業務と関連づけて説明できる。	12345 12345 12345
	P102	◎代表的な薬局製剤・漢方製剤について概説できる。	12345 12345 12345
	P103	◎代表的な薬局製剤・漢方製剤を調製できる。	12345 12345 12345

※到達目標には何度か繰り返さないと達成できないものがあります。1回目、2回目とチェックできるように、マス目を3段にしてあります。

実習スケジュール案

以下に示したものは、『実務実習モデル・コアカリキュラム』をもとに、4週間実習の中の1～2週目を組んだスケジュールの1案です。

《1週目》

	月	火	水	木	金
午前	○オリエンテーション ●心構え・マナーを確認しよう	●受付をしてみよう ●処方せんを見てもみよう	○受付から薬剤調製までやってみよう (前日の復習)	●薬歴を見てみよう	●服薬指導を見てみよう ●薬歴を書いてみよう
午後	●薬局を知ろう ●保険調剤について知ろう	●患者に合わせた調剤を見てみよう ●調剤機器を使いこなそう ●特に注意する薬剤を学ぼう	●鑑査をしてみよう ●くすりのリスクを知ろう	●お薬手帳や情報提供文書を知ろう	○1週目のまとめ ○2週目のスケジュール確認 (2週目の希望など検討)

《2週目》

	月	火	水	木	金
午前	●患者・顧客を迎えよう ●一般用医薬品等を学ぼう	●調べてみよう ●コミュニケーション・伝えてみよう	●調剤報酬について学ぼう	●総合実習	●総合実習
午後	●セルフメディケーションを学ぼう ●疾病の予防を学ぼう	●顧客に対応してみよう	●薬局の外で学ぼう	○オプション	○2週目のまとめ

実習スケジュール予定表（ 月 日作成）

前ページのスケジュール案、及び13～17ページの『実務実習モデル・コアカリキュラム』の、実習内容と到達目標をもとに、指導薬剤師と相談して、あなたなりの実習スケジュールを作成してみましょう。

《1週目》

	月 日 ()	月 日 ()	月 日 ()	月 日 ()	月 日 ()
午前	○オリエンテーション				
午後					○1週目のまとめ ○2週目のスケジュール確認 (2週目の希望など検討)

《2週目》

	月 日 ()	月 日 ()	月 日 ()	月 日 ()	月 日 ()
午前					
午後					

実習スケジュール予定表

《3週目》

	月 日 ()	月 日 ()	月 日 ()	月 日 ()	月 日 ()
午前					
午後					

《4週目》

	月 日 ()	月 日 ()	月 日 ()	月 日 ()	月 日 ()
午前					
午後					

3週間～4週間で繰り返し実習を行い、到達度を深める目標例

以下の到達目標は『実務実習モデル・コアカリキュラム』の中で特に実習時間が多く取られている目標で、繰り返し行うことで到達する目標になっています。そのため1～2週目では、目標に到達することが難しいと思われる目標です。3週間～4週間用のスケジュールを作成するにあたっては、以下の到達目標等や薬局および地域の状況、あなたの希望等をもとに、適宜スケジュールを組んでみるとよいでしょう。

LS	到達目標
(2) 情報のアクセスと活用	
P202	◎医薬品の基本的な情報源（厚生労働省、日本製薬工業協会、製薬企業、日本薬剤師会、卸など）の種類と特徴を正しく理解し、適切に選択できる。（知識・技能）
	◎基本的な医薬品情報（警告、禁忌、効能、副作用、相互作用など）を収集できる。（技能）
P203	◎処方内容から得られる患者情報を的確に把握できる。（技能）
P204	◎薬歴簿から得られる患者情報を的確に把握できる。（技能）
(3) 薬局調剤を実践する	
P310	◎処方せんの記載に従って正しく医薬品の取りそろえができる。（技能）
	◎錠剤、カプセル剤などの計数調剤ができる。（技能）
	◎代表的な医薬品の剤形を列举できる。
	◎医薬品の識別に色、形などの外観が重要であることを、具体例を挙げて説明できる。
	◎代表的な医薬品の商品名と一般名を対比できる。
	◎同一商品名の医薬品に異なった規格があるものについて具体例を列举できる。
	◎異なる商品名で、同一有効成分を含む代表的な医薬品を列举できる。
	◎代表的な同種・同効薬を列举できる。
P313	◎代表的な医薬品を色・形、識別コードから識別できる。（技能）
	◎散剤、液剤などの計量調剤ができる。（技能）
P317	◎調剤機器（秤量器、分包機など）の基本的取扱いができる。（技能）
	◎薬歴管理の意義と重要性を説明できる。
P321	◎薬歴簿の記載事項を列举し、記入できる。（知識・技能）
	◎薬歴簿の保管、管理の方法、期間などについて説明できる。
	◎指示通りに医薬品を使用するように適切な指導ができる。（技能）
	◎薬歴簿を活用した服薬指導ができる。（技能）
P322	◎患者向けの説明文書を使用した服薬指導ができる。（技能）
	◎お薬手帳、健康手帳を使用した服薬指導ができる。（技能）
	◎患者に共感的態度で接する。（態度）
	◎患者との会話を通じて病態、服薬状況（コンプライアンス）、服薬上の問題点などを把握できる。（技能）
	◎患者が必要とする情報を的確に把握し、適切に回答できる。（技能・態度）
P326	◎患者との会話を通じて使用薬の効き目、副作用に関する情報を収集し、必要に応じて対処法を提案する。（技能・態度）
	◎入手した情報を評価し、患者に対してわかりやすい言葉、表現で適切に説明できる。（技能・態度）
P326	◎調剤報酬を算定し、調剤報酬明細書（レセプト）を作成できる。（技能）

(4) 薬局カウンターで学ぶ	
P404	◎セルフメディケーションのための一般用医薬品、医療機器、健康食品などを適切に選択・供給できる。(技能)
P406	◎顧客が自らすすんで話ができるように工夫する。(技能・態度)
	◎顧客が必要とする情報を的確に把握する。(技能・態度)
	◎顧客との会話を通じて使用薬の効き目、副作用に関する情報を収集できる。(技能・態度)
	◎入手した情報を評価し、顧客に対してわかりやすい言葉、表現で適切に説明できる。(技能・態度)
P407	◎疾病の予防および健康管理についてアドバイスできる。(技能・態度)
	◎セルフメディケーションのための一般用医薬品・医療機器などを適切に選択・供給できる。(技能)
	◎医師への受診勧告を適切に行うことができる。(技能・態度)
	◎患者・顧客からモニタリングによって得た副作用および相互作用情報への対応策について説明できる。
(5) 地域で活躍する薬剤師	
P501	◎訪問薬剤管理指導業務について説明できる。
	◎在宅医療における医療廃棄物の取り扱いについて説明できる。
P502	◎薬剤師が在宅医療に関わることの意義を指導薬剤師と話し合う。(態度)
P503	◎病院薬剤師と薬局薬剤師の連携の重要性を説明できる。
P504	◎当該地域における休日、夜間診療と薬剤師の役割を説明できる。
P505	◎当該地域での居宅介護、介護支援専門員などの医療福祉活動の状況を把握できる。(知識・技能)
P508	◎学校薬剤師の職務を見聞し、その役割を説明できる。
P509	◎地域住民に対する医薬品の適正使用の啓発活動における薬剤師の役割を説明できる。
P510	◎麻薬・覚せい剤等薬物乱用防止運動における薬剤師の役割について説明できる。
P511	◎日用品に係る薬剤師の役割について説明できる。
	◎日用品に含まれる化学物質の危険性を列挙し、わかりやすく説明できる。
P512	◎誤飲、誤食による中毒および食中毒に対して適切なアドバイスできる。(知識・技能)
P513	◎生活環境における消毒の概念について説明できる。
P514	◎話題性のある薬物および健康問題について、科学的にわかりやすく説明できる。
(6) 薬局業務を総合的に学ぶ	
P601	◎薬局業務を総合的に実践する

MEMO

[illegible]

MEMO

[illegible]

MEMO

[illegible]

◆薬局実務実習レポート ※必要があれば、コピー等をしてご利用ください。

氏名

実習日： 年 月 日（ 曜日） 第 日目

実習内容：

感想：

指導薬剤師のコメント	指導薬剤師印 又はサイン
	(ここにサイン)

指導薬剤師印
又はサイン

◆薬局実務実習レポート

※必要があれば、コピー等をしてご利用ください。

学籍番号

氏名

実習日： 年 月 日（ 曜日） 第 日目

実習内容：

感想：

〈指導薬剤師のコメント〉

指導薬剤師印
又はサイン

薬 学 生 の た め の 薬 局 実 務 実 習 書

2007年1月25日 発行

編集・発行：社団法人日本薬剤師会

〒160-8389 東京都新宿区四谷3-3-1

富士・国保連ビル7階

電 話 03-3353-1170

F A X 03-3353-6270

印 刷：興和印刷株式会社

薬剤師倫理規定

平成9年10月 日本薬剤師会改定

薬剤師は、国民の信託により、憲法及び法令に基づき、医療の担い手の一員として、人権の中で最も基本的な生命・健康の保持増進に寄与する責務を担っている。この責務の根底には生命への畏敬に発する倫理が存在するが、さらに、調剤をはじめ、医薬品の創製から供給、適正な使用に至るまで、確固たる薬^{やく}の倫理が求められる。

薬剤師が人々の信頼に応え、医療の向上及び公共の福祉の増進に貢献し、薬剤師職能を全うするため、ここに薬剤師倫理規定を制定する。

（任務）

第1条 薬剤師は、個人の尊厳の保持と生命の尊重を旨とし、調剤をはじめ、医薬品の供給、その他薬事衛生をつかさどることによって公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もって人々の健康な生活の確保に努める。

（良心と自律）

第2条 薬剤師は、常に自らを律し、良心と愛情をもって職能の発揮に努める。

（法令等の遵守）

第3条 薬剤師は、薬剤師法、薬事法、医療法、健康保険法、その他関連法規に精通し、これら法令等を遵守する。

（生涯研鑽）

第4条 薬剤師は、生涯にわたり高い知識と技能の水準を維持するよう積極的に研鑽するとともに、先人の業績を顕彰し、後進の育成に努める。

（最善尽力義務）

第5条 薬剤師は、医療の担い手として、常に同僚及び他の医療関係者と協力し、医療及び保健、福祉の向上に努め、患者の利益のため職能の最善を尽くす。

（医薬品の安全性等の確保）

第6条 薬剤師は、常に医薬品の品質、有効性及び安全性の確保に努める。また、医薬品が適正に使用されるよう、調剤及び医薬品の供給に当たり患者等に十分な説明を行う。

（地域医療への貢献）

第7条 薬剤師は、地域医療向上のための施策について、常に率先してその推進に努める。

（職能間の協調）

第8条 薬剤師は、広範にわたる薬剤師職能間の相互協調に努めるとともに、他の関係職能をもつ人々と協力して社会に貢献する。

（秘密の保持）

第9条 薬剤師は、職務上知り得た患者等の秘密を、正当な理由なく漏らさない。

（品位・信用等の維持）

第10条 薬剤師は、その職務遂行にあたって、品位と信用を損なう行為、信義にもとる行為及び医薬品の誤用を招き濫用を助長する行為をしない。

